

仕 様 書

第1 委託件名

平成30年度 ユニークベニユーの利用促進に向けた施設等状況調査業務委託

第2 目的

インバウンドにおける MICE イベント等を対象に東京ならではのユニークな場（以下「ユニークベニユー」*という。）の利用促進を図ることで、MICE 開催都市としての東京の魅力を高める。さらに、国内外他都市のユニークベニユー利用促進に向けた取組状況や実施の際の課題解決策等を調査するとともに、都内の新たなユニークベニユー対象施設を開発し、都内 MICE 開催時のユニークベニユー利用促進を図る。

第3 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」と呼ぶ）の指定する場所

第5 委託内容

1 事業計画

- (1) 受託者は、受託決定後速やかに、責任者及び各担当者の役割分担を明確にした詳細スケジュールを提出すること。
- (2) 履行にあたり、平成31年2月上旬を目処に、下記の2（1）及び（2）の最終報告書案を取りまとめるうえ、財団に提出すること。
- (3) 下記の2（2）の調査実施後、速やかに報告書案を取りまとめるうえ、財団に提出すること。
- (4) 年4回程度、財団の求めに応じ、A3サイズ2枚程度の報告書とその補足資料等の作成及び資料作成に必要な補足の調査を行うこと。
- (5) 調査及び報告書作成にあたって、受託者は実施工程を含め、事前に財団と協議のうえ、円滑に実施すること。また、業務の進捗状況について綿密に財団に報告すること。

2 調査の実施

(1) ユニークベニユー施設等の利用状況調査

財団が指定する50か所程度の調査対象に対し以下ア)・イ)の調査を行うものとする。調査方法等は、必要と想定される改善を加えながら業務を進めること。

ア) 基礎調査

対象施設について電話・ウェブ等により基本情報等の基礎調査を実施し、調査を深めるべき施設を選出すること。基礎調査を実施しようとする施設については、調査の順序や方法等について財団と綿密な協議をすること。基礎調査項目は以下の要素を含むものとする。

- ①施設名称及び基本情報
- ②過去のイベント等貸出実績及び対象イベントの参加者
- ③ユニークベニュー候補会場名と収容規模（広さ/人数）
- ④ユニークベニュー利用開放への意向の有無
- ⑤施設区分（博物館・美術館、歴史的建造物、民間所有施設、神社仏閣、庭園、公開空地等）
- ⑥その他ユニークベニュー利用促進に必要とされる情報

イ) 訪問調査

ア) で選出した対象施設のうち30件程度に対して訪問調査を実施すること。選出方法については、財団と協議の上進めること。訪問時には、ユニークベニュー利用開放の意義や現状ニーズを共有するほか、利用者のみならず施設及び地域全体にもたらすメリット等を説明し、将来的なユニークベニュー利用へ向けた意識啓発を図ること。また、訪問調査の機会を利用し、(2) で開発するユニークベニュー利用開放に向けた調整及びPR方法の検討を行うこと。訪問調査項目は以下の内容を含むものとし、財団と協議のうえ必要とされる改善を加えながら業務を進めること。

- ①基礎調査内容の確認
- ②受入窓口及び担当者情報
- ③ユニークベニュー利用開放における課題と課題解決の検討状況
- ④ユニークベニュー利用希望者からの問い合わせ実績
- ⑤ユニークベニュー利用可能スペースの検討状況
- ⑥許可又は許可を検討する使用用途 等

(2) 新たなユニークベニューの開発

受託者は、(1) の調査で選出した対象施設について、利用開放に向けた課題とその解決策を整理し、将来的に利用が可能かつ財団からの情報発信/PRが可能な15件の新たなユニークベニューを開発すること。開発及びPR方法の協議にあたっては、施設管理者と十分に調整を図りながら進めること。

ア) 開発・調査

開発されたユニークベニューについては、会場名や収容規模、施設の特徴や図面など、財団と協議の上決定した10項目程度について、施設側に情報内容の確

認を行いながら正確な情報を収集すること。項目の目安としては、以下を参考にすること。

- ①ユニークベニューとしての施設紹介文
- ②施設全体の平面図
- ③ユニークベニュー会場のスペック（階数、面積、正餐・カクテルの対応人数、利用時間、料金、特徴等）
- ④備品・機材・設備情報（トイレ・給排水設備・電源の情報を含む）
- ⑤飲食提供の可否（指定業者の有無、調理・アルコール提供の可否含む）
- ⑥ユニバーサルデザインの導入状況
- ⑦ユニークベニュー開発リストに抽出した理由
- ⑧ユニークベニューとしての利用実施に向けた課題と解決策
- ⑨当該施設の利用可能画像の入手
- ⑩その他ユニークベニュー会場としての利用に関する情報 等

第6 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第7 報告書

委託内容をまとめた報告書を以下の通り作成し、第8で指定する場所に納入すること。また、報告書の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

1 納品物

- ア) 報告書
- イ) 報告書概要版

2 納品形態

- ア) PDF データ（印刷可能データ）
- イ) ワードデータ
- ウ) 製本済み冊子 各15部

3 納期

平成31年2月28日

なお、平成31年1月末までに納品物の案をメール等にて財団と共有することとし、上記期日までに最終版を提出する

第8 納入場所

公益財団法人東京観光財団

第9 著作権

- 1 本委託で開発・作成したすべての成果品の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む）は、財団に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- 3 その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第10 守秘義務

受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密が漏洩してはならない。また、財団及び情報を提供した者の許可なく本業務遂行以外の目的に使用しないこと。

なお、本契約終了後も同様とする。

第11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、その承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第13 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第14 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第15 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 3 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団 横山、曾根
電話 03-5579-2684
FAX 03-5579-2685